

# 居宅介護支援事業重要事項説明書

令和 7年 2月 1日現在

## 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0242-32-1232 (午前8:30~午後5:30)

担当 ケアマネジャー 伊藤 美枝子

福太郎居宅介護支援事業所の概要

### ① 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	福太郎居宅介護支援事業所
所在地	会津若松市中央二丁目1-21
介護保険指定番号	居宅介護支援事業 (会津若松市 第0770200970)
サービスを提供する地域	会津若松市 会津美里町 喜多方市(熱塩加納町、山都町、高郷町を除く) 磐梯町 湯川村 猪苗代町 上記以外の方でもご希望の方は御相談ください。

### ② 同事業所の職員体制

職種	常勤	業務内容
管理者兼主任介護支援専門員	1名	業務の管理 居宅介護支援事業
事務職員	1名	事務処理

### ③ 営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	午前8:30～午後5:30
休業日	土曜日・日曜日・祝祭日 8月13日～8月16日 12月29日～1月3日

## 2. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ① 初回の相談依頼を受けて、利用者・家族と面談します。
- ② 利用者の居宅を訪問して、利用者・家族と面談した上で課題の分析を行います。
- ③ 課題分析後居宅サービス計画原案の作成をします。
- ④ 居宅サービス計画原案を基に利用者・家族・専門職等とサービス担当者会議を開催します。
- ⑤ サービス担当者会議にて居宅サービス計画書の検討後、1ヶ月単位の介護サービス計画である「サービス利用票」を作成し、合わせて利用料の内訳を記載した「サービス利用票別表」を作成しますので、合わせて確認の上、同意を得て交付します

- ⑥ 少なくとも月1回、利用者宅を訪問し面談してモニタリングを実施し、結果を記録します
- ⑦ 利用者の状態が変化した等の場合は、速やかに居宅サービス計画の変更のため、上記②～⑥の実施をします。

### 3. サービス事業所の選定

- ① サービス事業者の選定にあたっては、利用者は複数の事業所等を紹介するよう求めることができます。
- ② 利用者は居宅サービス計画に位置付けられた事業所の選定理由の説明を求めることができます。

### 4. サービスの利用状況等について

ケアマネジメントの公平中立性の確保を図る観点から、以下について利用者に説明（別紙にて）を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表することを実施致します。

- ① 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスの利用割合。
- ② 前6ヶ月に作成したケアプランにおける、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスの、同一事業者によって提供されたものの割合

### 5. 医療機関との連携に関するもの

- ① 利用者が医療機関に入院した際、その入院先（医療機関）に担当介護支援専門員の氏名・連絡先をお伝えいただきますようお願いいたします。
- ② 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係わる情報の提供を受けた時、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況・口腔機能その他心身又は生活の状況に係わる情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治医若しくは歯科医師又は薬剤師に提供いたします。
- ③ 介護支援専門員は、利用者が訪問看護・通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。またこの場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付いたします。

※入院、受診時等には、当該事業所名および介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。（医療保険証、お薬手帳等に当該事業所の介護支援専門員の名刺を添付する等の対応をお願いします。）

### 6. 相談支援事業者との連携に関するもの

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う事業者等との連携に努めます。

## 7. 利用料金

- ① 利用料：居宅サービス計画作成等に係る費用は、介護保険から全額給付されるので自己負担はございません。ただし、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合、一旦全額（10割）を要介護に応じて下記金額を頂くこととなります。お支払い後に当事業所発行の領収書・サービス提供証明書を市町村に提示していただくことで、全額払い戻しを受けることができます。

居宅介護支援費		要介護 1.2	10,860 円
		要介護 3.4.5	14,110 円
加 算 費 用	初回加算	対象月のみ	3,000 円
	入院時情報連携加算（Ⅰ）	対象月のみ	2,500 円
	入院時情報連携加算（Ⅱ）	対象月のみ	2,000 円
	退院・退所加算	対象月のみ	4,500～9,000 円
	緊急時等居宅カンファレンス加算	対象月のみ	2,000 円
	ターミナルケアマネジメント加算	対象月のみ	4,000 円
	通院時情報連携加算	1月につき	5,00 円

※別紙にて加算・減算についての説明

- ② 交通費：前述 2 の①のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は介護支援専門員が居宅を訪問するための交通費として実費が必要になります（通常実施地域を超えた地点から 1 km 20 円）。
- ③ 解約料：お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。
- ④ その他：料金のお支払い方法

料金が発生する場合は、月ごとの精算とし、毎月 5 日までに前月分の請求をいたします。お支払いは現金集金でお願いします。

お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

## 8. サービスの解約

<お客様のご都合でサービスを終了する場合>

お客様からの申し出によりいつでも解約できます。

<当事業所の都合でサービスを終了する場合>

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は終了 1 ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

<自動終了>

以下の場合、双方の連絡がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- お客様が施設に入所した場合
- 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）

または、要支援 1・要支援 2 と認定された場合

- お客様がお亡くなりになった場合
- その他

お客様やご家族などが当事業所の介護支援専門員に対して本契約をし難いほどの背信行為を行なった場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

#### 9. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権擁護・虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。

虐待防止に関する担当者を選定しています。

#### 10. ハラスメント対策

- ① 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します
- ② 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。

#### 11. 業務継続計画の策定等

- ① 感染症や非常災害の発生時において利用者に対する居宅支援事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に沿って必要な措置を講じます。
- ② 業務継続計画について必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直し、変更を行います。

#### 12. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及び蔓延防止の対策を検討する委員会をおおむね 6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について徹底しています。
- ② 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。
- ③ 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施しています。

#### 13. 身体拘束等の原則禁止

利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

#### 14. 当事業所の居宅介護支援の特徴

- ① 基本理念:お客様との心と心のふれあいを第一に考え、毎日の生活がより楽しく、より快適に送れるよう、お客様の立場にたって介護を支援していきたいと思っております。

- ② 運営の方針：事業の実施にあたっては、関連市町村、地域の保健・医療・福祉サービス及び地域包括支援センターとの綿密な連携を図り、中立・公平な立場で総合的なサービスの提供に努めます。
- ③ 居宅介護支援の実施概要等  
ケアプラン作成の手法は、社会福祉法人全国社会福祉協議会の「居宅サービス計画ガイドライン」を使用しております。
- ④ サービスの質の向上のために  
介護支援専門員の研修会等に年2回以上参加するようにしております。

15. 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村・利用者家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

16. 秘密の保持

利用者及び家族の情報については、必要最低限の範囲内で使用することとし、同意(別紙)を得ない限り用いません。

17. サービス内容に関する苦情

<当事業所のお客様相談担当>

当事業所提供した居宅介護支援および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービス等に関する要望、苦情は遠慮なく下記まで連絡ください。

介護支援専門員	伊藤 美枝子
電話番号	0242-32-1232
相談時間	月曜～金曜 午前8:30～午後5:30

<第三者評価の実施状況> 無

上記以外苦情申立窓口

会津若松市役所高齢福祉課	0242-39-1247
会津美里町役場 健康福祉課 介護保険係	0242-55-1145
喜多方市高齢福祉課 介護保険・予防室	0241-24-5231
猪苗代町 保健福祉課 高齢福祉係	0242-62-2115
福島県国民健康保険団体連合会	024-528-0040

18. 当事業所の概要

名称・法人種別 有限会社 介護福太郎  
 福太郎居宅介護支援事業所  
 代表者役職・氏名 有限会社 介護福太郎 代表取締役 松嶋 加代子  
 本社所在地 福島県会津若松市中央二丁目1-21  
 電話番号 0242-32-1232

※この重要事項説明書の概要等については、当該事業所の見やすい場所に提示致します

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

年 月 日

事業者 会津若松市中央二丁目1-21  
福太郎居宅介護支援事業所  
介護保険事業所番号 福島県 第0770200970  
管理者 伊藤 美枝子

私は、本書面により事業者から居宅介護支援について重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

電話番号

氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理人 住所

電話番号

氏名 \_\_\_\_\_ 印 (続柄 )